

登録事業者としてご協力をいただける宅地建物取引業者の方へ 「福岡市空き家バンク」による物件の媒介の流れ

1 事業者登録申請

○ 下記の書類を揃え、提出します。

制度概要及び様式は市HPから!!

【提出書類】

- ① 登録事業者申請書兼同意書（様式第1号）
- ② 役員等名簿（様式第2号）
- ③ 宅地建物取引業者免許証の写し



2 媒介事業者の選任

○ 空き家所有者等から市に対して物件登録申請があった場合、市が輪番制で登録事業者の中から媒介事業者を選任します。



3 空き家物件情報の提供

○ 市が提供した空き家物件情報に加えて、別途責任を持って物件調査を行って下さい。

【提出書類】

- ・媒介事業者誓約書（様式第14号）



4 空き家所有者等と媒介契約を締結

○ 提供を受けた物件情報及び物件調査結果を基に媒介契約を締結して下さい。
（媒介契約を締結できない特段の理由がない限り、媒介契約の締結をお願いしています。）

【提出書類】

- ・媒介契約報告書（様式第16号）
- ・媒介契約書の写し



5 物件の登録（掲載）・情報発信

○ 物件所有者と媒介契約を締結したときは、ふれんず又はラビーネット内の特設サイト
「福岡県空き家バンク」に物件登録を行います。



次ページへ

6 売買・賃貸借契約の媒介

- 空き家物件の購入又は賃借希望者と、空き家所有者等との間で媒介（仲介）を行って下さい。



7 媒介結果の報告

- 空き家物件の売買等が成立したときは、下記の書類を提出します。

【提出書類】

- ・登録物件状況報告書（様式第 18 号）
- ・売買契約書の写し

■ 問合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 住宅計画係

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 - 8 - 1（市役所本庁舎 3 階）

TEL：092-711-4598 FAX：092-733-5589

福岡市 空き家バンク

検索